

# 事業用自動車事故調査報告書 概要

## ～乗合バスの衝突事故(東京都大田区)～

### 事故概要

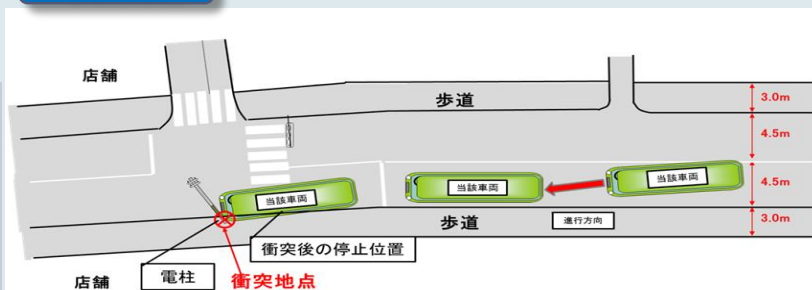
平成27年1月9日15時05分頃、東京都大田区の都道421号線の丁字路交差点において、乗合バスが乗客21名を乗せて走行中、道路左側の電柱に衝突した。

この事故により、乗合バスの乗客1名が重傷を負い、18名が軽傷を負った。

事故は、乗合バスが走行中、運転者の顔が下向きになると同時に、ハンドルが左側に切れて、進行方向が道路左側に逸れて行き、電柱に衝突したことで発生した。



### 事故状況図



### 原因

- 事故は、乗合バスの運転者が**眠気を催していた状態**で運転を継続したため、**居眠り運転**の状態となり、道路左側歩道上の電柱に衝突して発生したものと考えられる。
- 運転者は中等度のSAS※1と診断を受けており、運転中に強い眠気に襲われた原因の一つにはSASの症状が現れた可能性が考えられる。同運転者は、事故の半年前に病院で検査を受けようとしたが、検査に時間がかかるため、医師による診察や検査を受けずに放置していた。また、その状況について、事業者へ報告しておらず、事業者も状況の把握ができず、診察を受けさせる等の対応ができていなかったことも、SASの症状が現れたことにつながった可能性が考えられる。(※1 睡眠時無呼吸症候群)

### 再発防止策

- 事業者は、運転者が仮に**SAS**と診断された場合でも、適切に治療を行うことにより**安全な運転を続けることが可能**であることを理解した上で、SASの**早期発見**、**早期治療**につながる取り組みを積極的に進めることが事故防止には重要である。
- 事業者は、運転者に対し、運転中、**眠気により安全運行をすることができない恐れ**がある場合は、**直ちに、車両を安全な場所に停止**させ、体調異常により車両を緊急停止させたことを説明し、運行管理者に対し、速やかに状況を報告するよう指導することが必要である。
- 事業者は、運転者に輸送の安全を委ねていることを認識し、点呼において**疾病**、**疲労等について報告**させ、安全に運行できる状態かを的確に判断することが重要である。